

毎週火、金、日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◆告示 道路位置の指定
土地区画整理事業の事務の委託
昭和三十七年度第三次二等陸上等の採用試験の日時及び場所
ピロプラズマ病検査等の実施
保険医の登録
保険医療機関の指定
- ◆教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◆公安規則 刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

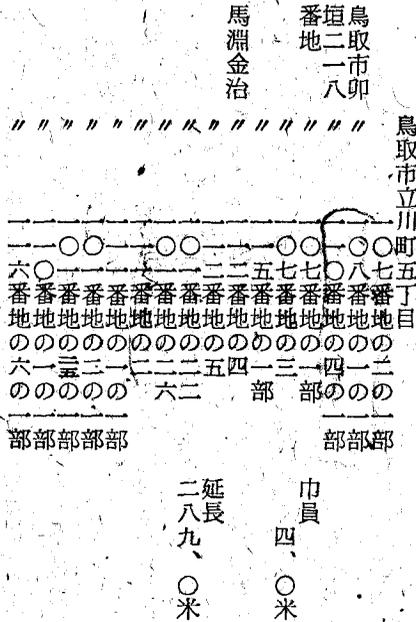
告示

鳥取県告示第五百八十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十

七年十月二十三日道路の位置を指定したので、同規則第十條の規定により告示する。
昭和三十七年十月二十六日
鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名 鳥取市立川町五丁目
道路の位置の指定場所及び延長



鳥取県告示第五百八十四号

地方自治法（昭和三十三年法律第六十七号）第二百五

十二条の第十四第一項の規定に基づき、鳥取都市計画鳥取駅前土地区画整理事業の調査に係る事務を次の規約により鳥取市から委託を受けたので、同法同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和三十七年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県、鳥取市鳥取都市計画鳥取駅前土地

区画整理事業の調査の事務の委託に関する

規約

(規約の目的)

第一条 この規約は、鳥取都市計画鳥取駅前土地区画整理事業の調査に係る事務の委託について、必要な事項を定めることを目的とする。

(委託事務の範囲)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第一項の規定に基づき、鳥取市は、鳥取都市計画鳥取駅前土地区画整理事業の施行に伴な

う調査事務(以下「委託事務」という。)を鳥取県に委託する。

(経費の負担及び予算の執行)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、鳥取市の負担とし、鳥取市は、あらかじめ、これを鳥取県に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事(以下「知事」という。)が鳥取市長(以下「市長」という。)と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類を市長に送付しなければならない。

第四条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、鳥取県歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第五条 知事は、各年度において、委託事務の執行に係る予算額に残額を生ずる見込みのある場合は、あらかじめ、その理由を附して市長に見積書を提出し、その了解を得て、これを翌年度における委託事務の管理及

び執行に要する経費として、使用するものとする。この場合において、知事は、当該年度の出納閉鎖後速かに繰越金の生じた理由を附記した計算書を市長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第六条 知事は、地方自治法第二百四十二条第四項の規定により、決算の要領を告示したときは、速かに当該決算の委託事務に関する部分を市長に通知するものとする。

(職員の派遣)

第七条 鳥取市は、鳥取県がその委託事務の管理及び執行に必要な職員を、地方自治法第二百五十二条の十七の規定により、鳥取県に派遣するものとする。

2 前項の人員及び派遣期間は、知事が、市長と協議して定める。

(連絡会議)

第八条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整をはかるため、市長と年二回定期に連絡会議を開

くものとする。ただし、知事において必要があると認める場合又は市長の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(県条例等改正の場合の措置)

第九条 委託事務の管理及び執行について適用される鳥取県の条例、規則その他の規程を新らしく制定しようとするとき、又はその全部若しくは一部を改正しようとするときは、知事は、あらかじめ、その旨を市長に通知しなければならない。

(その他必要な事項)

第十条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、知事と市長が協議して定める。

附 則

この規約は、昭和三十七年十月五日から施行する。

鳥取県告示第五百八十五号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第

百十七条第一項及び第百十八条の規定により、昭和三十
七年度第三次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試
験の日時及び場所を次のとおり定めたとの告示する。

昭和三十七年十月二十六日

鳥取県知事 石 破・二、朗

日時及び場所

昭和三十七年十一月九日	午前八時三十分から	鳥取市鍛冶町 自衛隊鳥取地方連絡部
"	十日	倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部 倉吉分駐所
"	十一日	米子市西三柳 陸上自衛隊米子駐とん部隊

鳥取県告示第五百八十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてピロプラズマ検査及びダニ駆除並びにひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二、朗

一 実施の目的 ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため

め

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ピロプラズマ検査

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一

月以内のものを除く。

ひな白痢検査

鶏種鶏及び種鶏と同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

ピロプラズマ検査……血液塗抹検査

ダニ駆除……B・H・C撒布

ひな白痢検査……ひな白痢急速診断法

別表

実施期日 実施区域

実施場所

十月二十九日 東伯郡関金町山守

野添家畜検査場

" 三十日 " 三朝町竹田

木地山

別表

実施期日 実施区域

実施場所

十月二十九日 米子市上福原

野口 忠義

" " 東福原

広池養鶏場

" " 和田

先灘 好正

" " 富益

佐々木幸太郎

" " 二本木

松井 諒一

" " 上新印

古川 隼人

" 三十日 彦名

木村 武栄

" " 境港市渡

木下 廓治

" 三十一日 米子市彦名

此下 忠晴

" " 岸本町遠藤

勝中 邦夫

" " 米子市一部

塚田 喜美

十一月 六日 " 大崎

松本由子夫

彦名 和田 しめ

" 車尾 浦木 理一

" 博労町 中島 勘治

" 道笑町 福本 敏夫

" 境港市上道 門永 正男

" " 門永 修三

" 八日 " 門永まつ子

" " 足立 宮松

" " 中野 景山 節一

" " " 初岡 二郎

" 九日 米子市富益 木村 栄

" " 大崎 木村 正寿

" " " 初岡 二郎

" 十日 " 畑中理次郎

" " 夜見 畑山 義郎

" " 彦名 遠藤 修二

" " 河崎四軒屋 本池 忠雄

" " 富益 佐々木 孝

" " 大篠津

" " 境港市上道

" " 十九日

うに改正する。
 第二条第二号中「警ら交通課、」を「外勤課、交通課、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

〔定価 一月毎二五〇円（刷送料共）〕